

令和7年度 磐田市排水設備指定工事店事務連絡会



磐田市環境水道部 上下水道総務課

目次－令和8年度からの事務について－

1. 排水設備等の計画の確認

- (1) 排水設備設置計画確認申請について
- (2) 事前協議について
- (3) 取付管について
- (4) 審査基準について
- (5) 排水設備設置計画確認書の交付について
- (6) 排水設備設置計画の変更について
- (7) 排水設備設置計画の予定工期について

2. 工事完了後の提出書類

- (1) 工事完了届について
- (2) 下水道使用開始届出書について
- (3) 下水道使用休止届出書について
- (4) メーターに関する届出書について

3. 排水設備等の完了検査

- (1) 検査日の決定
- (2) 受検にあたって
- (3) 完了検査について
- (4) 完了検査受検の注意事項

4. 供用開始区域

5. 違反行為の報告

6. 浄化槽設置事業費補助金

7. その他

1. 排水設備等の計画の確認

排水設備設置計画確認申請の関係法令

(排水設備等の計画の確認)

第5条 排水設備等の新設を行おうとする者は、あらかじめその計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより、申請書に必要な書類等を添付して提出し、市長の確認を受けなければならない。確認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(磐田市下水道条例)

(排水設備等の計画の確認申請)

第2条 条例第5条の規定による排水設備等の新設等の確認を受けようとするものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる申請書及び書類を市長に提出しなければならない。確認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 排水設備の設置計画確認申請

- ア 排水設備設置計画確認申請書（様式第1号）
- イ 案内図
- ウ 設置計画平面図
- エ 縦断面図
- オ その他管理者が必要と認める書類

(2) 除害施設及びディスポーザ排水処理システムの確認申請

- ア 除害施設等設置計画確認申請書（様式第2号）
- イ 案内図
- ウ 設置計画平面図
- エ 除害施設等の構造図
- オ 容量算定表（グリーストラップ及びオイルトラップの場合に限る。）
- カ ディスポーザ排水処理システムにあつては、維持管理に関する確約書（様式第3号）
- キ その他管理者が必要と認める書類

(磐田市下水道条例施行規程)

責任技術者の責務とは

(責任技術者の責務等)

第18条

責任技術者は、下水道に関する法令、条例、規則その他市長が定めるところにより、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 排水設備等の新設等の工事に関する技術上の管理
- (2) 排水設備等の新設等工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 排水設備等の新設等の工事が、排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していることの確認
- (4) 次条(第19条)第1項に規定する検査の立会い

2 責任技術者は、排水設備等の工事の業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(磐田市下水道条例)

(1) 排水設備設置計画確認申請について

「排水設備設置計画確認申請書」を提出する前に下記について確認をしてください

<input type="checkbox"/>	供用開始区域の確認	排水設備を整備する土地が、 供用開始区域 かそうでない区域かを必ず確認してください。
<input type="checkbox"/>	取付管の有無の確認	取付管が無い場合は、取付管設置の条件（公費・自費・区域外流入）を確認し、「取付管設置申請書」を提出してください。 原則、取付管の位置が確認できないと、確認書の発行はできません。
<input type="checkbox"/>	通気管の設置	配管内の流水は円滑にできるか トラップ封水の保護ができるか 排水管内に空気を流通させて排水系統の換気を行えるか

「排水設備設置計画確認申請書」を提出する前に下記について確認をしてください

<input type="checkbox"/>	排水用ポンプの設置の有無の確認	排水用ポンプの設置が必要となる場合、事前に給排水サービスグループおよび下水道工事グループへの協議が必要となります。 また、設置する場合、誓約書の提出が必要になります。
<input type="checkbox"/>	井戸水の場合 下記の簡易水道の場合 (千手堂上・北島 ・豊島・刑部島)	下水道使用水量を算定するメーター設置が必要です。 事前に給排水サービスグループとの調整をお願いします。
<input type="checkbox"/>	事前協議の確認	事前協議の条件に該当する場合は別に諸手続きが必要となります。 ※16ページ参照

書類提出時の注意点

- 排水設備等の新設・増設・改造をする場合「排水設備設置計画確認申請書」の提出が必要です。
 - ▣ 申請書の提出は **1部**
 - ▣ クリップ留めで提出してください。（ホッチキス留めはしない）
- 屋外のますや排水管の改造をしない場合でも、**屋内排水器具を改造・増設したら**「排水設備設置計画確認申請書」の提出が必要です。
- 申請時の計算間違いや平面図と縦断面図との相違等が多いため、提出前に申請内容に間違いがないか確認をお願いします。
- 「排水設備設置計画確認書」が**交付される前に、屋内の排水設備を含め、工事に着工した場合、**「磐田市排水設備等指定工事店の違反行為等に対する処分に関する要綱」に基づき**違反点数が付されます。**

申請書記入時の 注意事項

- ・申請書の提出は1部（クリップ留め）
- ・消えるボールペン、修正ペンの使用不可
見え消しで修正してください

様式第1号（第2条関係）

排水設備設置計画確認申請書

年 月 日

磐田市長

住所 （法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
 申請者 氏名 （法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
 電話番号 （ ）

- ①【申請者】
 個人の場合、自署であれば押印不要
 自署以外の場合には押印が必要です

磐田市下水道条例第5条の確認を受けたいので、下記のとおり申請します。
 記

- ③【敷地面積】
 可能な限り敷地面積を記入してください

設置場所	磐田市	排水設備番号	
申請区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 改築	敷地面積	㎡
排水戸数	戸	排水人口	人
使用水	<input type="checkbox"/> 市水道 <input type="checkbox"/> 簡易水道 <input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> 水道・井戸水併用		
排水区分	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 事業所（業種） <input type="checkbox"/> その他（ ）		
除害施設等	<input type="checkbox"/> 有（種類） <input type="checkbox"/> 無		
排水設備使用者の承諾	住所	氏名	
家屋所有者の承諾	住所	氏名	
土地所有者の承諾	住所	氏名	
土地通過等の承諾	住所	氏名	
融資希望	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
現在の便所	<input type="checkbox"/> 浄化槽 <input type="checkbox"/> くみ取り <input type="checkbox"/> 新設		
便所の改造時期	<input type="checkbox"/> 排水設備と同時に施工 <input type="checkbox"/> 排水設備と別に施工		
予定工期	着手 年 月 日	完成 年 月 日	
排水設備指定工事店	住所（所在地）		
	氏名（名称及び代表者氏名）		
	責任技術者氏名		
指定給水装置工事事業者	住所（所在地）		
	氏名（名称及び代表者氏名）		

- ④【排水区分：その他】
 アパート・店舗・病院など
 ※病院（診療所）は受診内容を括弧内に記入してください（例：歯科医、呼吸器科など）
 飲食店は提供する食事の種類を記入してください（例：ラーメン、洋食など）

- ⑥【便所の改造時期】
 くみ取りから変更する場合のみ記入してください

※添付書類 案内図・平面図・縦断面図・その他

- ②【設置場所】
 関係する筆の地番全てを記入してください
 （整備する場所を正しく把握するため＋負担金・分担金確認のため）

- ⑤【各承諾欄】
 個人の場合、自署であれば押印不要
 自署以外の場合には押印が必要です
 ※法人の場合は会社印を押印してください

審査が正しく行えるよう ご協力ください

位置図

- ・ A4サイズでわかりやすい、最新の地図を添付してください。
検査の際、古すぎると目標物がなく困ることがあります。
- ・ 目標物等がない場合は、周辺の情報がわかるものを添付してください。

(良い例)

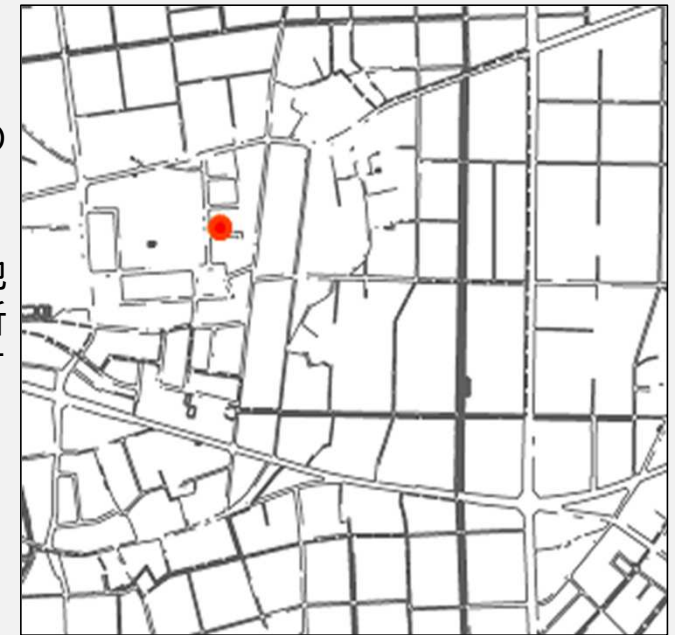
目標物と周辺地図
がはっきりしてい
る。
対象の筆が鮮明。



(悪い例)

目標物や周辺の
地番等が不明

区画整理や宅地
造成地など、新
しい道が反映さ
れていない。

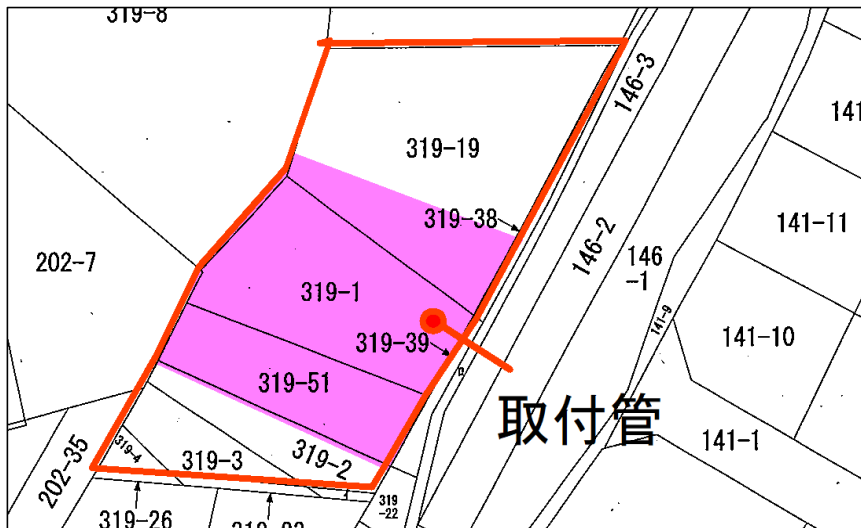


審査が正しく行えるよう ご協力ください

公図

※建築確認を伴わない、浄化槽及びくみ取り便槽からの切替えを除く

排水設備の整備を行った筆、全て(一体利用部分も含む)を塗りつぶしてください。
→どの筆を整備したのか、正確に把握するため。
整備状況によって負担金・分担金の賦課確認も行います。



(例)

赤枠が整備前に所有していた土地
この土地を分筆し、整備する

ピンク部分が施工する場所(分筆後に申請者が所有する筆)

申請書に記入する設置場所は、
「319 - 1, 319 - 19の一部, 319 - 51」となる

平面図・縦断面図 記入時の注意事項

平面図

- ・口径・深さの単位はmmで表記してください。
- ・新設は「赤色」 既設は「黒色」 で配管や器具の記入をしてください。
- ・メーター口径・番号・位置を記入してください。
- ・建築士の資格(級・登録番号)・氏名を記入し、押印をしてください。※建築確認申請が伴う場合のみ

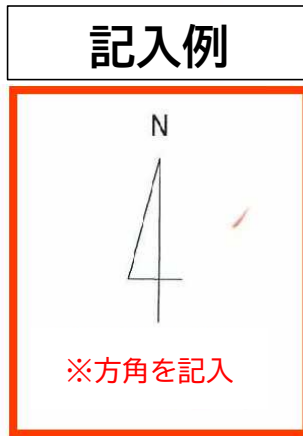
縦断面図

- ・口径・深さの単位はmmで表記してください。
- ・新設は「赤色」 既設は「黒色」 で配管や器具の記入をしてください。
- ・DR・VT等の落差調整ますは、下流側のますの深さを表記し、()内は落差を記入してください。
(例) No.1 DR 150×H1000 (400)
→ 流出口の深さがH1000mm。落差が400mm。流入口の深さがH600mm。

平面図 記入時の注意事項

※「既設」表記があると審査しやすいが、色別で記入していれば不要

一級建築士 磐田太郎 (印) 第●●●●●●●●号

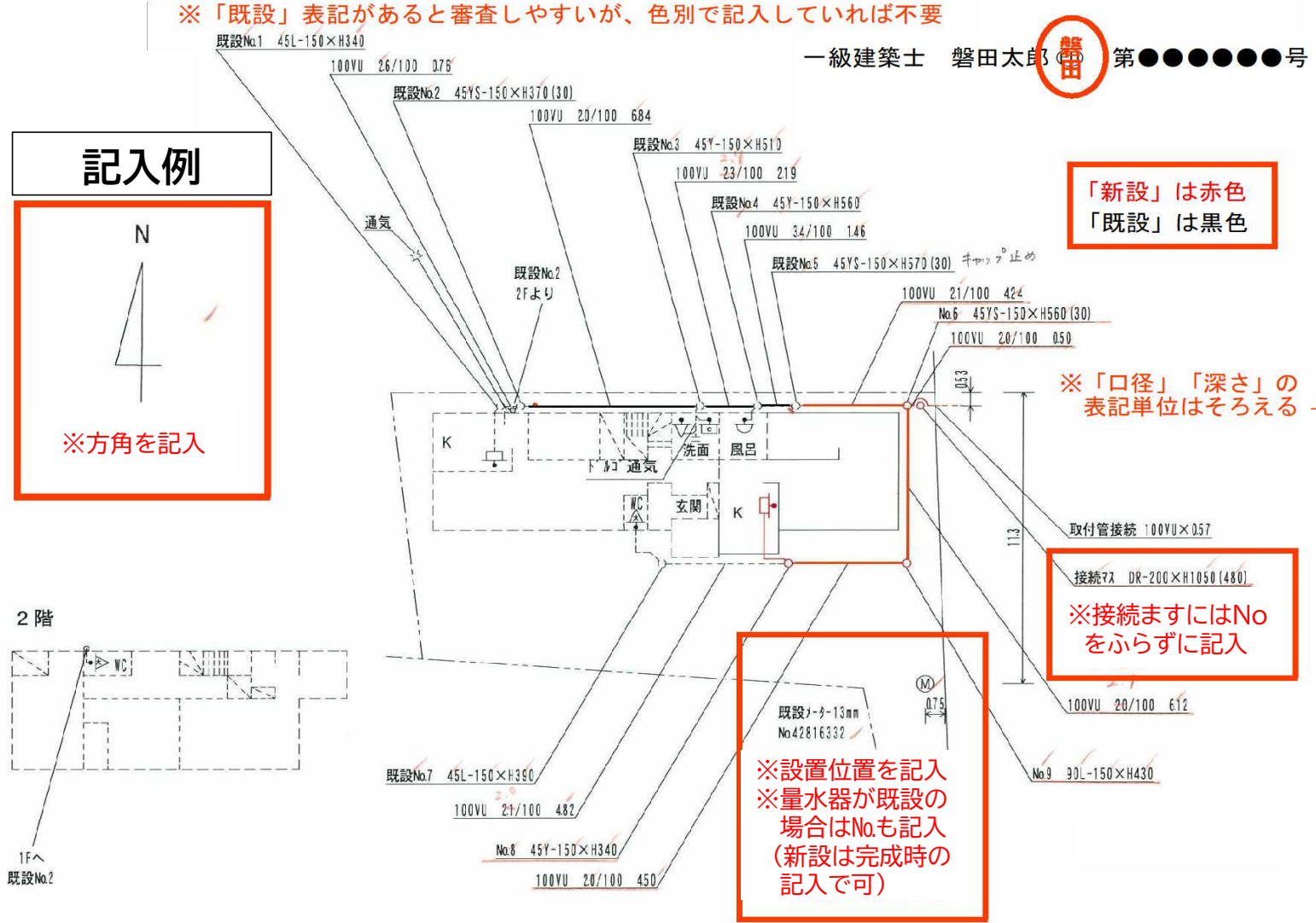


「新設」は赤色
「既設」は黒色

※「口径」「深さ」の
表記単位はそろえる →単位 (mm)

※接続するにはNo
をふらずに記入

※設置位置を記入
※量水器が既設の
場合はNoも記入
(新設は完成時の
記入で可)



縦断面 図記入時の注意事項

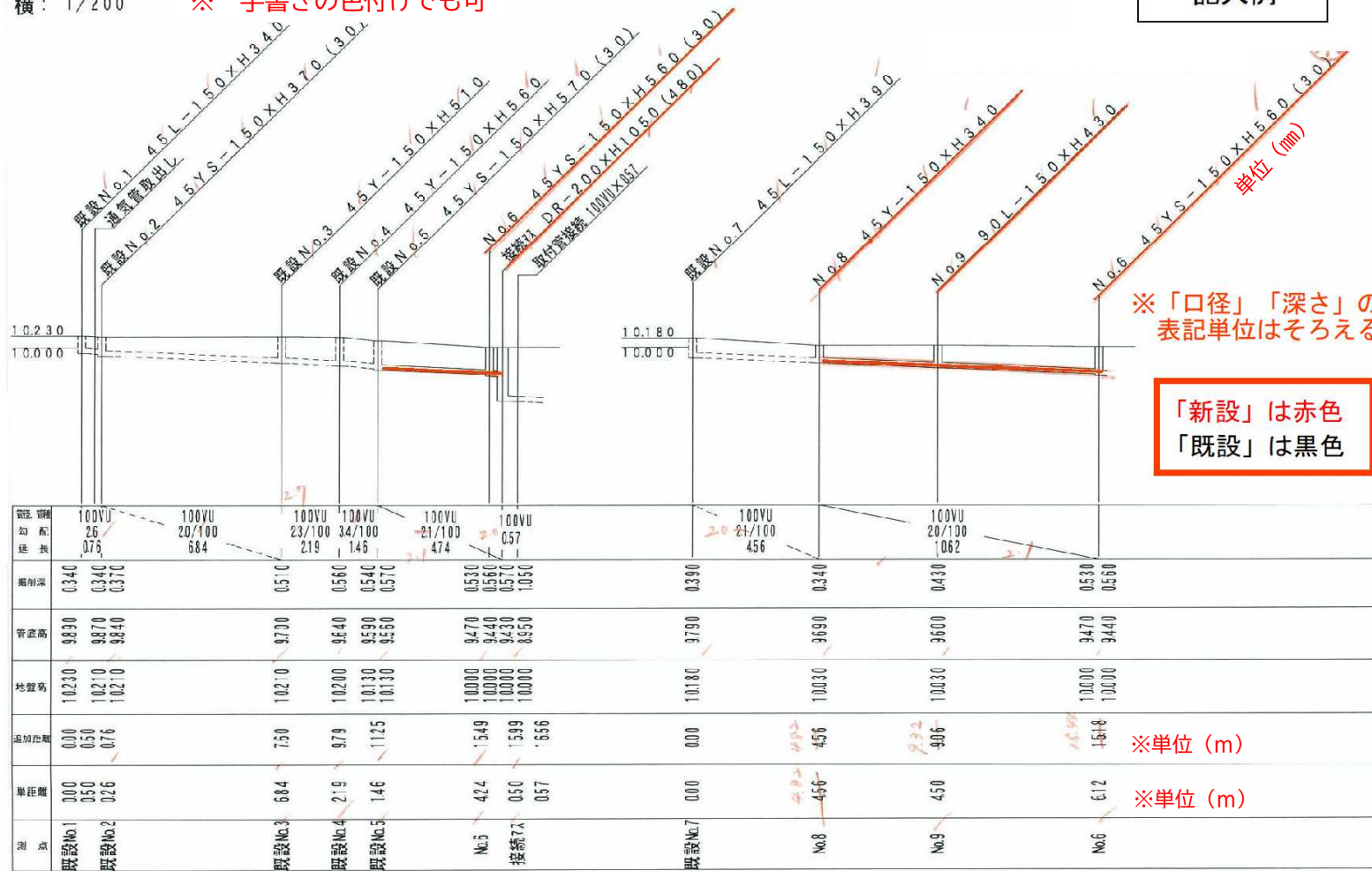
縮尺

縦： 1/100
横： 1/200

※ 「既設」 表記があると審査しやすいが、色別で記入していれば不要

※ 手書きの色付けでも可

記入例



※ 「口径」「深さ」の
表記単位はそろえる

「新設」は赤色
「既設」は黒色

※単位 (m)

※単位 (m)

(2) 事前協議について

【条件】

以下の物件に該当する場合は、別に手続きが必要になるため、必ず給排水サービスグループに協議(確認)してください。

また、本管への排水量について、下水道工事グループへも併せて協議してください。

- ①日排水量50m³以上 及び 特定事業場
- ②3階建以上かつ 【戸数が20戸以上】又は【延床面積が1000m²以上】※
- ③区域外流入

(磐田市下水道排水設備技術基準 第8条)

②に該当する場合は、申請を受けてから審査期間がおよそ40日かかりますので、余裕をもって申請してください。

また、事前協議対象の物件については、確認書(回答書)がおりないと排水設備工事は着手できません。

(3)取付管について

- 【公費の条件に該当する場合】

申請から工事完了までの期間や、年度内の受付期限は市道と県道で異なります。

また本管を延長する必要がある場合、**上下水道工事課 下水道工事グループ**への事前協議が必要です。

	申請～工事完了	申請受付期限
市道	約3か月	12月末
県道	約4か月	11月末
本管延長	翌年度以降	8月末

- 【自己負担、区域外流入で工事をする場合】

以下のことに注意してください。

①取付管の写真は、勾配がわかるものを添付してください。

②工期はあくまで本舗装完了までの期日を記載してください。

※**完了日から2週間以内**に完了届が提出されないと**違反対象**となるため期間厳守すること

工期中に工事が終わらない場合、必ず期日前に市担当者へ相談してください

(4) 審査基準について

【屋外配管】

- 屋内排水設備からの排水を受け、さらに敷地内の建物以外から発生する下水と合わせて、敷地内すべての下水を公共下水道へ流入させること。
- 適正な汚水ますが設置されていること。
- ます間の距離は内径又は内のり幅の120倍を超えないこと。
(例:100VUの場合12mをこえない→12mはNG)
- 土被りは20cm以上確保されていること。
- 適正な勾配が確保されていること。
(例:100VUの場合2%~8%)

【ます】

ますは**排水管の起点、屈曲点、合流点、終点、段差**を処理する場所に設置すること。

● 管径と深さ

ますの流入口の深さによって、ますの管径を変更してください。

地面から流入口までの深さ(土被り)	管径φ
900mm未満	150mm
900mm以上1500mm未満	200mm
1500mm以上	300mm

● 落差調整ますは、管径と落差が条件より上回る場合、DR以上を設置すること。

管径φ	落差31cm未満	落差31cm以上	落差40cm以上
100mm	VTまたはDR	DR	DR
150mm	VTまたはDR	VTまたはDR	DR

【ます トイレ】

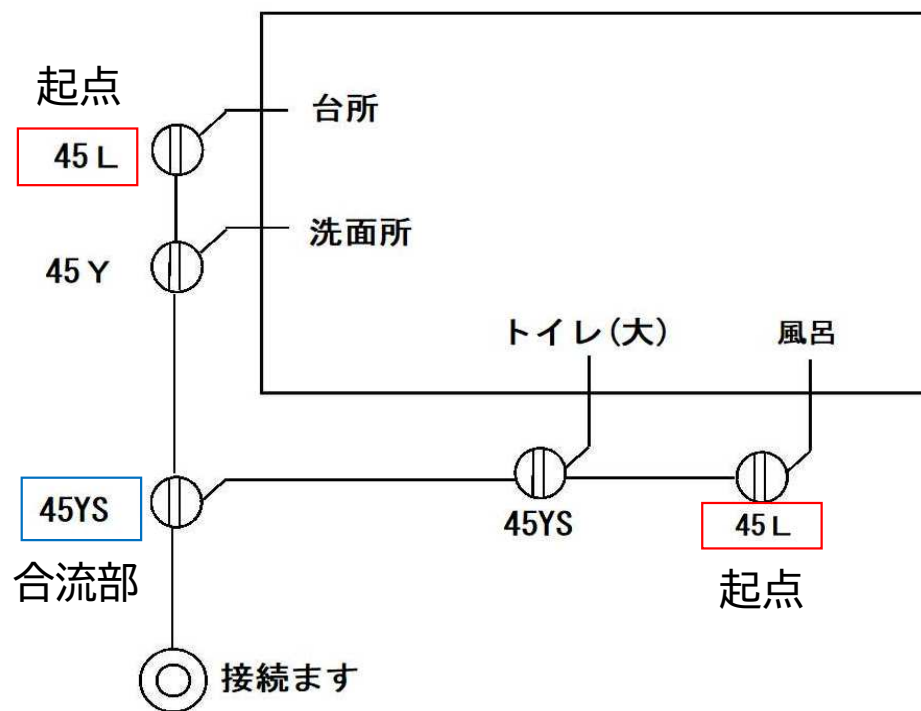
- トイレが最上流部にある場合は、45度以下の曲点インバートを起点ますとして使用すること。
(22 1/2L・45L)
- トイレからの排水管接続及び合流部の接続については、逆流しないよう段差付きの45YS又はドロップますを設置すること。

(例)

起点 45L

接続部 45Y 45YS

合流部 45YS



【接続ます】

- 口径は200mm以上であること。
- 敷地境界から1m以内に設置していること。

【公共ます】

公共ますは農業集落排水(鮫島浜部・向笠里含む)地区、豊岡処理区に設置されています。

- 公共ますまでが市の所有となりますので、撤去及び変更は絶対にしないで下さい。
- 公共ますには三方ます(45または90WYS)が設置されています。
- 公共ますの手前でDR等を用いて落差調整を行い、接続してください。

公共ますを削孔しての落差調整は絶対にしないこと。

【勾配】 勾配の目安は以下のとおりです。

管径	勾配
100mm	2%
125mm	1.7%
150mm	1.5%
200mm	1.2%

【通気】

排水によって管内の圧力差を生じさせないように適切に対応してください。

【屋外設備の排水】

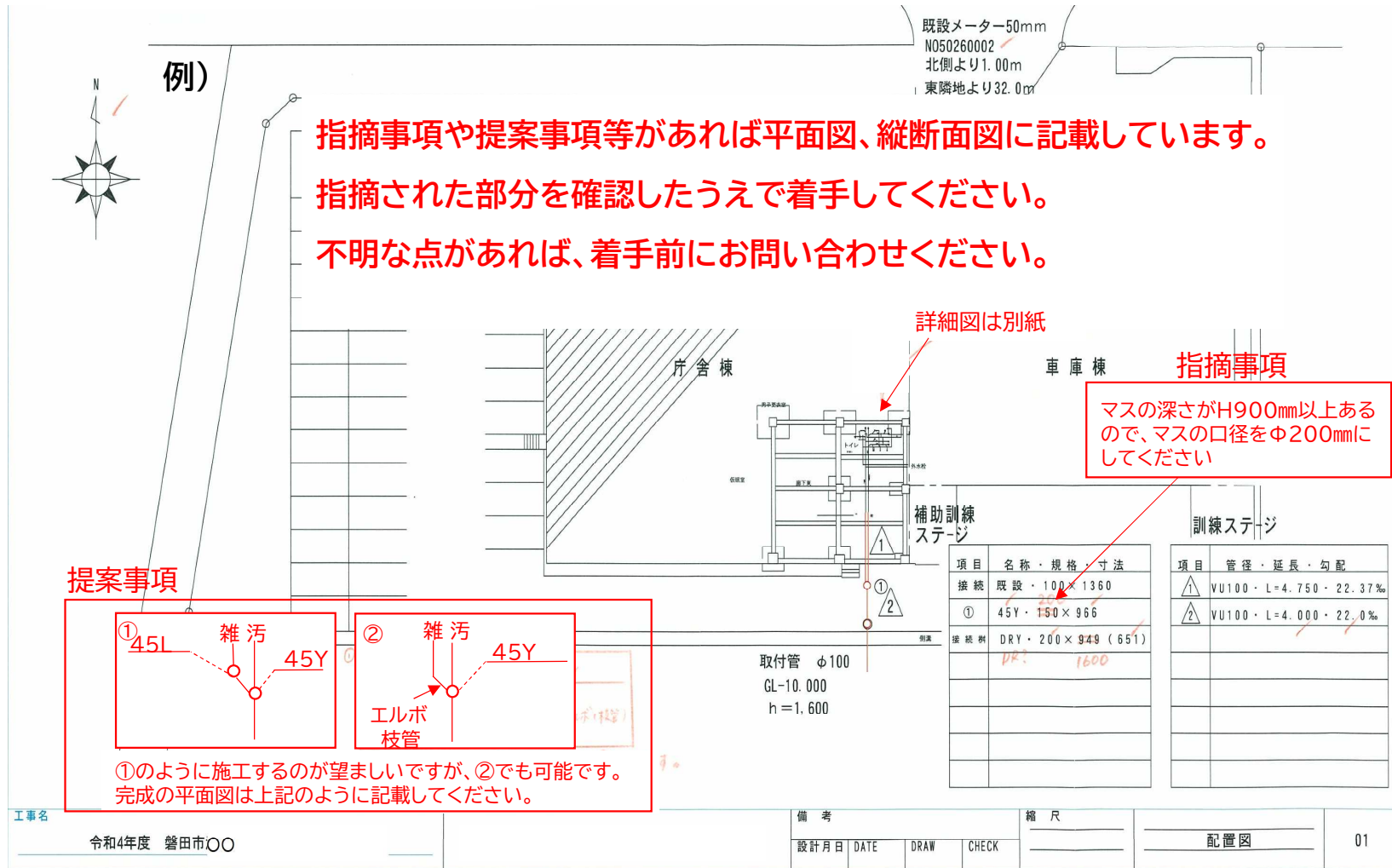
- 磐田市は分流式のため、**雨水は絶対に流さないでください。**
- 屋外にある流し場は、原則雨水に接続してください。
- 屋外にある「洗濯場」「洗車場」等からの排水は**汚水として扱う**ため、下水へ接続してください。
- やむを得ない事情により基準外の既設配管を利用する場合は、誓約書に当該内容を明記し、申請者へ説明のうえ提出をお願いします。

(5)排水設備設置計画確認書の交付について

- 確認書は申請書が提出されてから1週間から2週間で発行する予定です。
余裕を持って申請をお願いします。
予定工期の着手日は上記をふまえた日付にしてください。
- 確認書が発行されたら、各指定工事店へFAXで連絡をします。返信は不要です。
- FAXが届いたら、窓口を受取りに来てください。
給排水サービスグループ窓口で「確認書の受取」と声をかけてください。



排水設備設置計画確認書の審査結果をご確認ください



(6)排水設備設置計画の変更について

- 工事に着手した後、何らかの理由で**排水設備設置計画確認申請書**で許可を受けた内容と違う施工をしなければならなくなった場合は、給排水サービスグループに変更内容をご連絡ください。

磐田市下水道条例（排水設備等の計画の確認）

第5条 排水設備等の新設等を行おうとする者は、あらかじめその計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて規則で定めるところにより、申請書に必要な書類等を添付して提出し、市長の確認を受けなければならない。確認を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

- 内容次第では**磐田市排水設備等指定工事店の違反等に対する処分に関する要綱**に基づき違反行為となる場合があります。



(7)排水設備設置計画の予定工期について

- 排水設備設置計画確認申請書の予定工期について何らかの理由で排水設備設置計画確認申請書で許可を受けた日程より大きく変更があった場合は、給排水サービスグループに工期の変更についてご連絡ください。
- 予定工期より大きく遅れている場合、磐田市より工期経過リストを送付しますので確認の上、回答するようにしてください。
- 内容次第では磐田市排水設備等指定工事店の違反等に対する処分に関する要綱に基づき違反行為となる場合があります。



2 工事完了後の提出書類

(1) 工事完了届について

(排水設備等の工事の検査)

第19条

排水設備等の新設等を行った者は、工事が完了した日から**5日以内**に規程で定める届出書によりその旨を市長に届け出し、検査を受けなければならない。

(磐田市下水道条例)

接続工事が終了した時点で、**原則「下水道使用開始届出書」と同時に完了届を提出**してください。
届出なく使用した場合は処分対象となります。

市による完了検査を行います。※詳細は33ページ以降に記載

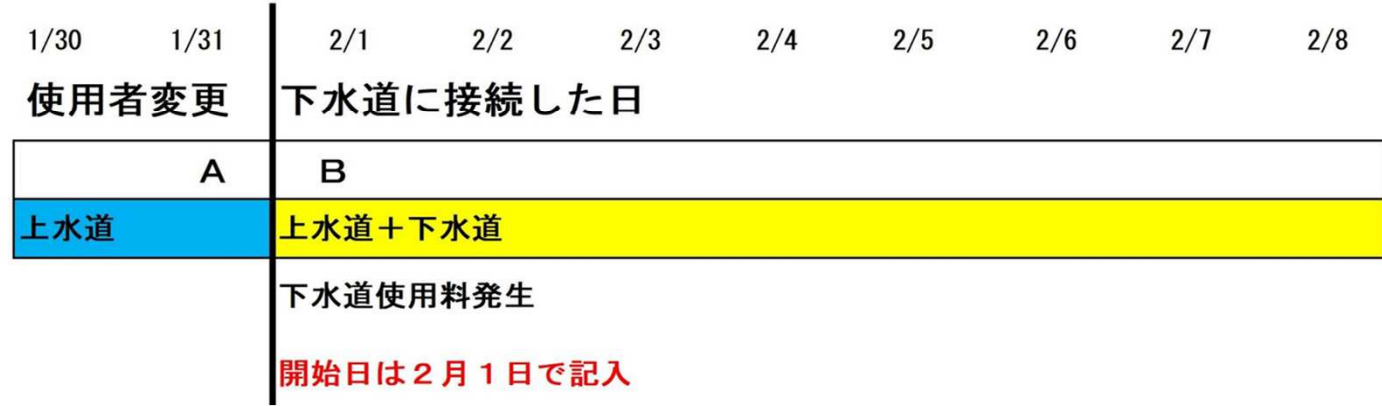
(2) 下水道使用開始届出書について

- 下水道接続後、速やか(5日以内)に提出してください。
 - メーター番号を記入してください。
 - 開始日は、**下水道に接続した日**を記入してください。
(排水設備完了届出書の完了日と同日またはそれ以前の日)
 - 引き渡し日を**廃止**します。
- ⇒ **下水道使用料は使用開始日(接続した日)から発生**します。使用者への説明をお願いします。

施工業者:A 所有者:B

- 工事完了 = 下水道に接続した日

開始日の記入について



(2)下水道使用開始届出書について

簡易水道、井戸水メーターの使用開始の場合

- メーター設置日と開始日が異なるときは、開始日の指針を**必ず確認し**、記入してください。
- 開始日の指針がわかる**写真を添付**してください。
- 検針連絡表に添付する地図は、**住宅地図**としてください。

(3) 下水道使用休止届出書について

新築や解体工事等で水道の使用はあるが、下水道への流入がない場合「下水道使用休止届出書」を提出いただくことで下水道使用料の発生を休止することができますので、速やかにご提出ください。

※「公共下水道使用休止届出書」は「公共下水道使用開始届出書」と同じ様式

【特に注意する事項】

- メーター番号は正しく記入。
- 下水道使用休止日は工事開始日(水道使用開始日)を記入。
- 備考欄に休止する理由を記入。(例:工事のため)
- 届出者は基本的に水道使用者となりますが、指定工事店が届出者となっても構いません。

【重要】工事が終了し、再び下水道へ流入する場合は**必ず**「公共下水道使用開始届出書」を提出してください。

(4)メーターに関する届出書について

提出書類	提出が必要な場面	注意事項
下水量算定用メーター設置 /交換届出書 <small>※新設・交換の申請書は同じ書式です</small>	新設設置した場合	届出書類は漏れなく 記入をお願いします (設置日・検定満期等に漏れが多いで す)
	交換した場合	
検針連絡表	新設設置した場合	
	設置位置を変更した場合	
減算メーター廃止届出書	下水道の減算メーターを 取外した場合	「取外し日」と「最終指針」等を 記載してください (最終指針の確認できる写真を添付)
下水メーター廃止届出書	下水道の加算メーターを 取外した場合	

届出は料金に関わることで、速やかにご提出ください。

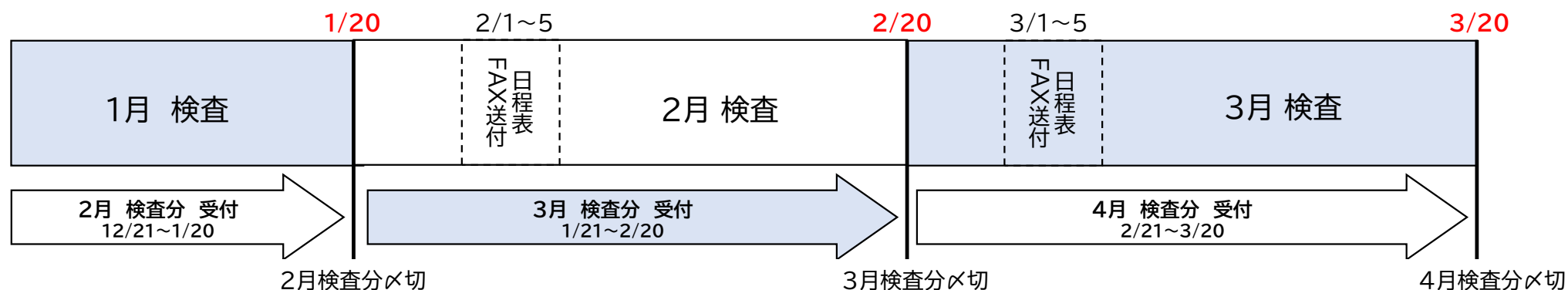
3 排水設備等の完了検査

(1)検査日の決定

○ 完了検査は、完了届提出月の翌月に実施します。各月の〆切は20日です。

例) 3/20に完了届を提出→4月検査

3/21に完了届を提出→5月検査



○ 完了検査日程のFAXが届いたら確認日、指定工事店名を記入し、給排水サービスグループへFAXにて返信してください。

○ 外構工事等で図面の修正がある場合は、**検査時まで**に修正図面を提出してください。

(2)受検にあたって

- 通水検査の水は自前で用意してください。
現場の水を使用する場合は事前に申請者等の承諾をもらってください。
- 完了検査の日時は、必ず事前に申請者等に連絡しておいてください。
検査に際し、施主から説明を求められたり、苦情に繋がるといった事象が発生しています。
以下の点については特に注意して徹底してください。
 - ・検査の目的、内容、敷地内への立ち入り(駐車場借用)等についても説明をしてください。
 - ・車はマスの上に停めないように注意喚起してください。
 - ・外構工事と重なり検査が出来ない場合は、調整して別日をお知らせください。
 - ・検査時に配慮してほしいことがあれば事前に給排水サービスグループまで連絡してください。

(3)完了検査について

【検査項目】

ますの種類の確認
ますの深さの測定
ます間の距離の測定
管内目視
通水確認
その他必要な検査(屋外にある設備・除害設備等)

【書類審査】

屋内の器具のみの増設等
仮設トイレのみの設置

の場合は、

日程表に **書類審査** と書かれています。

書かれていない場合は検査対象となります。

(4) 完了検査受検の注意事項

既設配管の検査について

既設配管の種別	検査対象	検査準備
申請以前から下水道に接続していた配管	検査対象外	不要
浄化槽の配管	一部検査対象	新設部分と同様

※浄化槽の配管の検査内容は配管状況によるため検査時に指示します。

浄化槽の既設配管の利用について

- ・基準外の箇所や滞水等については検査後に市から申請者へ当該内容の確認及び説明を行います。
- ・誓約書に当該内容を明記するとともに、必ず申請者への**事前説明**をお願いします。

4 供用開始区域

- 令和8年度供用開始区域につきましては、4月1日以降、市のホームページで公表します。
- 令和7年度実施の工事箇所は、上下水道工事課（下水道工事グループ）の窓口で照会できます。

5 違反行為の報告

- 違反行為があった場合は「磐田市排水設備等指定工事店の違反行為等に対する処分に関する要綱」に基づき、**違反点数が付**されます。
- 各違反行為等の違反点数は、当該違反点数を付した日を起算日として1年間有効です。
- 累積点数により指定の停止又は指定の取消し処分となりますのでご注意ください。

違反行為の内容

違反行為	件数
工事計画の確認を受けずに未申請で着工	4
開始届・完了届の提出遅れ	1
不正又は不誠実な行為があった	1
排水設備指定工事店変更届出書の届出を怠った	—

<令和8年2月28日現在>

6 浄化槽設置事業費補助金

公共下水道事業計画がない区域で、一般住宅等に合併処理浄化槽を新設する方や、単独処理浄化槽等から設置替えをする方を対象に、費用の一部を補助します。ただし補助を受けるためには、上記以外にも諸条件がありますので、必ず事前に給排水サービスグループまでお問い合わせください。

補助額について

※令和8年度の補助額(予定)となります。

補助対象経費		補助限度額	備考
設置費	5人槽	332,000円	
	7人槽	414,000円	
	10人槽	548,000円	
宅内配管工事費		330,000円	増改築を伴う交換は補助対象外
撤去費	単独処理浄化槽	150,000円	雨水貯留槽等への再利用の場合120,000円
	くみ取り便槽	120,000円	

6 浄化槽設置事業費補助金

○補助の内容は変更になることがあります

最新の情報は磐田市HPまたは給排水サービスグループにご確認ください。

○受付終了の時期にご注意ください

転換分の受付については、令和6年度、7年度ともに夏頃に終了しています。

予算がなくなり次第終了となっておりますので、ご注意ください。

○詳細はホームページへ

対象となる条件や手続きに関しては、
右記QRコードからご確認ください。



▲浄化槽補助金HP

7 その他

○電子申請開始のお知らせについて(別紙)

ご清聴
ありがとうございました

